乳幼児用ベッドの検査マニュアル

一般財団法人製品安全協会
制定　平成 12 年 10 月 2 日
改正　　2013 年 6 月 12 日
改正　　2014 年 4 月 1 日

この検査マニュアルは、乳幼児用ベッドのＳＧ基準の各項目の解釈及び試験方法の詳細を定めたものであり、この検査マニュアルに疑義が生じたときは、当該関係者、製品安全協会、委託検査機関等によって検討するものである。
なお、ＳＧ基準の項目中、消費生活用製品安全法の乳幼児用ベッドの適合証明書の写しにより、該当する項目の確認を省略できるものとする。

安全性品質

1.(1)基準

「割れ、ばり、まくれ、ささくれ等」には、鋭い角、とがり及びネットの編み不良による糸のほつれを含む。また、可動部にあっては、作動させて確認すること。

1.(2)(a)基準

イ　「各部」とは、次の部分等をいう。
(ｲ)　妻枠、前枠及び後枠のねじ止め又は差し込み部分
(ﾛ)　前枠及びスライドレールのねじ止め部分
(ﾊ)　床板保持金具のねじ止め部分
(ﾆ)　妻枠を畳んで固定及び広げたとき、固定するねじの部分

ロ　「ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。」には、組子が回転するもの、組立後ベッド全体が多少ぐらつくもの等使用上支障のない限り確実とみなすことを含む。

1.(2)(b)基準

イ　「可動部分」とは、次の部分等をいう。
(ｲ)　前開き又は上下スライド式のとびら及び止め金具
(ﾛ)　キャスター及びその停止装置

ロ　「円滑かつ、確実に操作することができること」とは、可動部分は、その範囲内の操作に著しい力を要しないことをいう。

1.(3)　基準

イ　「使用時に容易にはずれない」とは、組み立て後、ベッドの妻枠上さん又は後枠上さんをもってベッド全体を数回ゆり動かしたとき、床板のはずれ及び床板保持金具のはずれ等がないことをいう。

ロ　確実に取り付けることができる」とは、床板を落とし込んで設置するもの等を含み、床板のねじれ等による多少のがたつきは、使用上支障のない限り確実とみなす。

1.(4)　基準

「乳幼児が容易にその前枠を開き又は下げることができない構造であること」とは、ラッチ式、ねじ式又はそれらに類する方式等の防止装置をいう。参考例は次の図 1～４のとおりである。

上枠
金具を押すと
柱の中に引っ込む
スライドする
スライド鉄棒

図１

ロッド（鉄棒）
スプリング
パイプ
ガイド
柱穴
とまる
はずれる

図２

前枠笠木
バネ
つまみ
受孔
前枠笠木

図３

階段受
バネ
つまみ

図４

1.(5)　基準

「可動防止のための措置を講じていること」とは、キャスターが全支柱に付いているものにあっては、可動防止装置を２個以上有していること。また、キャスターが片側２本の支柱に付いているものにあっては、他の片側２本の支柱を可動防止装置とみなす。

1.(6)　基準

「異状」とは、破損及び外れをいう。

1.(6)　基準確認方法

測定箇所及び測定方法は、アクセサリーのほぼ中心又は特に強度が弱いと思われる部分を、針金その他の掛具を用いて任意の方向に引っ張る。

ただし、同種類のものが２個以上あるものは、そのうち任意の１個について確認すればよい。

1.(7)　基準

イ　「足をかけることができる構造物」とは、次のもの等をいう。

(ｲ)　アクセサリーを取り付けるための横さん

(ﾛ)　飾り棚を取り付けるための横さん

(ﾊ)　アクセサリー又は飾り板そのものの上端部

ロ　測定箇所は、各々の枠について横さん又は構造物の最も低い箇所を測定するが、その部分に細工を施したため低くなったものにあっては、最も低い箇所を測定するものとする。ただし、床板がクッション入りのものにあっては、クッションの平らな上面から測定する。

1.(8)　基準

「組子間及び組子と支柱間」には、次のものを含む。

(ｲ)　支柱と飾り板の間

(ﾛ)　組子と飾り板の間

(ﾊ)　組子と支柱間にスライドレールを有するものにあっては、組子又は支柱とスライドレール間の間隔

1.(8)　基準確認方法

イ　測定箇所は、組子、飾り板等を有する各々の枠についてその間隔の最も広い１箇所を測定する。

ロ　組子、飾り板等に細工を施したために広くなったものにあっては、直径85mmの円筒型通りゲージにより測定する。

1.(9)　基準

「床板の上面から上さんまでの高さは、60cm（サークル兼用ベッドにあっては、35cm）以上であること」とは、床板の位置を変更できるベッドにあっては、床板の最高の位置に置いたときは35cm以上であり、最低の位置に置いたときは60cm以上であること。

1.(9)　基準確認方法

測定箇所は、各々の枠の上さんについて測定するが、その部分に細工を施したために低くなったものにあっては、最も低い箇所を測定するものとする。
ただし、床板がクッション入りのものにあっては、クッションの平らな上面から測定するものとする。

1.(10)　基準確認方法

とびらを閉じた状態で、ノギス又は直径5mmの円筒型通りゲージにより測定する。

1.(11)　基準確認方法

測定箇所及び測定方法は、各々のネットのうちで任意の一目のほぼ中心に押し広げることなく円板を軽く当てて行うものとする。

1.(12)　基準

イ　「乳幼児の衣服のひも等がひっかからないものであり」とは、支柱の上端の面取りが施されていることをいう。

ロ　「床板の上面から支柱の上端までの高さが800mm以上であるもの」とは、床板の位置を変更できるベッドにあっては、最低の位置に置いたとき800mm以上であること。

1.(12)　基準確認方法

上さんからの突き出しの測定箇所は、図５による。

図５　上さんからの突き出し

２.(1)　基準

「各部に異状」とは、次のもの等をいう。

(ｲ)床板の外れ、割れ又は床板枠の折れ
(ﾛ)床対を保持する構造物のはずれ、割れ、又は折れ
(ﾊ)その他の箇所のはずれ、割れ又は破れ

２．⑴基準確認方法

試験は、各部の取り付けが確実であることを確認した後、行う。なお、落下衝撃によりベッドが動く場合は、動かないよう固定して行う。

２．⑵基準

「各部に異状」とは、次のもの等をいう。

⑴枠の外れ、割れ又は床板枠の折れ

⑵締結用のねじ等の折れ又は外れ

⑶とびらの止め具の外れ

２．⑵基準確認方法

扉を閉め、止め具が確実にかかっていることを確認した後、前枠、後枠及び妻枠の上さんの中央部に 294.2N の力を垂直方向下向きに約 1 分間加え、力を取り去った後、各部の異状の有無を確認する。

ただし、上さんに合成樹脂製等のカバーを取り付けているために見えにくいものは、これを取り外して確認する。

力のかけ方の参考例は、図６のとおりである。

図６

２．⑶基準

「組子が外れる等の異状が生じないこと」には、折れ、割れ及び安全上の支障のある曲がりが無いことを含む。

２．⑶基準確認方法

各々の枠の組子に対して、組子のほぼ中央部に水平に 147.1N の力を約 5 秒間加えた後、異状の有無を確認する。

ただし、測定する組子は、任意の 1 本でよいものとする。

２．⑷基準

「各部に異状が生じないこと」とは、前枠、後ろ枠及び妻枠に外れがないことをいう。

２.⑷基準確認方法

扉を閉め、止め具が確実にかかっていることを確認した後、上さんの中央部に 196.1N の力で約５秒間外方向へ水平に引っ張った後、各部の異状の有無を確認する。

なお、前枠及び後ろ枠又は妻枠の中央部で折り畳むもの（以下、「折り畳み式」という。）にあっては、折り畳み部分に力が集中するのを避けるために、縦 50㎜、横 200㎜、厚さ 10㎜ の板（以下「当板」という。）を当てて行う。

参考例は、図７のとおりである。

図７

２.⑸基準

・「床板前縁」とは、前枠のある側の床板及び縁部をいう。
・「各部に異状がないこと」とは、床板及び床板を保持する構造物に折れ、外れ又は割れがなく、かつ、各々の枠及び組立に使用しているねじ等に折れ、外れ又は割れが生じないことをいう。

２.⑸基準確認方法

床板が確実に取り付けられていることを確認した後、扉を開放した状態で、床板のほぼ中央部を境に両側に１個ずつ砂袋を乗せて行うものとする。

参考例は、図８のとおりである。

図８

２．(6)基準

「ネット又は破損等の異状」とは、次のもの等をいう。

(ｲ)枠にネットを張ってあるものにあっては、ネット及びネットを縫い付けている布等の破れ、糸切れ及びほつれをいう。

(ﾛ)枠に板を張っているものにあっては、板及び枠の割れ、ひび等が生じないこと。

２．(6)基準確認方法

ネット又は板を張っている各々の面のほぼ中央部を水平方向に引っ張るか又は押し手行うものとする。前枠にネット又は板を使用しているものにあっては、前枠を閉め、止め具が確実にかかっていることを確認した後、行うものとする。

参考例は、図９及び図１０のとおりである。

図　９　ネットの場合　　図１０　板の場合

２．(7)基準

「各部に異状が生じないこととは」とは、組み立てられている各々の枠及びねじ等に折れ、外れ又は割れがなく、かつ、扉の止め具の外れがないことをいう。

２．(7)基準確認方法

次の準備を行い、左右の上さん中央部の外側面に 294.2N の力を交互に約５秒間水平にそれぞれ３０回加える。変位量は始めに上さん中央部の外表面に 49.1N の力をかけたときの位置から 30 回目の力を加え終わった後、再び 49.1N の力をかけたときの位置までをいう。

(ｲ)ベッドを確実に組み立てられていることを確認する。

(ﾛ)ベッドは動かないように妻枠支柱下端の外側を高さ 5cm（キャスター付きにあってはその部分に 5mm を加えた高さ）の滑り止めにより確実に固定すること。なお、折り畳み式は,折り畳み部分に力が集中するのを避けるために当て板を当てて行うこと。

参考例は、図１１及び図１２のとおりである。

図１１

図１２

２．(8)基準

「各部に異状」とは、前枠、後枠及び妻枠の割れ及び接合部の外れをいう。

２．(8)基準確認方法

ベッドを不織布又はこれと同等以上の摩擦面を有する床面に置き、確実に組み立てられていることを確認した後、最低の高さに調節した床板の中央に 98.1N の力をかけ、図１３により行う。なお、水平距離で 50cm の距離がとれないものにあっては、最大距離に離して行う。

図１３

２.⑼基準

「堅固な構造」とは、木製の組み子（型式区分上の枠の構造が組み子）のもの及びこれと同等以上の堅固さを有するもので次のものをいう。

⑴板のもの

⑵組子のもの

⑶枠にネットを張ったものを横さんで補強したもの(横さん間及び横さんと下さん間の間隔は 5cm 以下であること。)

⑷横さんにキャンパス地等を張って板状にしたもの

⑸上記を組み合わせたもの

ただし、堅固さの解釈に疑義が生じたときは、図１４に示す円板当て板を用いてベッド内側から水平方向に 98.1N の力を加え、たわみ量が 1cm 以下であることを確認すること。参考図は１４～１９である。

図１４　円板当て板

図１５　板のもの

図１６　板のもの

図１７　組子のもの

図１８　枠にネットを張ったものを横さんで補強したもの

図１９　横さんにキャンパス地等を張って板状にしたもの

表示及び取扱説明書

乳幼児の月齢については、使用者に分かりやすい記載（例：24 ヶ月又は 24 か月）を用いても良い。